

第一項の当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価（前日の時価がないときは、その直前の日の時価）により評価した価額との差損益とする。

4 反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金額を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けることとしているときは、第三条第二号並びに前条第一項第一号、第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号に規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができる。

5 前項の規定により同項の利益額に相当する額を加えて前条第三項第一号に規定する受入保証金の総額を計算する場合においては、当該利益額に相当する金額を顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けた金額とみなして、同項の規定を適用する。

（利益計算額の引出の制限）

第九条 金融商品取引業者は、その顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動により利益計算となる額を生じた場合において、その利益計算となる額に相当する金額又は有価証券を、当該顧客に対し交付し、又は第四条の規定により保証金として預託を受けるべき金額の額に充当してはならない。

2 金融商品取引業者は、その顧客が対当売買を行つた場合において当該対当売買を行つたことに充當してはならない。

（信用取引を行うことを明示しない取引）

第十条 金融商品取引業者は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引による買付け又は売付けに係る有価証券について、これと対当する有価証券の売付け又は買付けにより、これを決済する取引を行つてはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項に規定する場合については、これを適用しない。

2 1 証券取引法第四十九条第一項の規定により有価証券の時価に乘すべき率を定める省令（昭和二十三年大蔵省令第五十三号）及び有価証券の売買その他の取引についての信用供与に関する報告書に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第四十六号）は、廃止する。

附 則（昭和四〇年九月三〇日大蔵省令第五一号）抄

1 この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

附 則（昭和四一年八月二六日大蔵省令第四九号）抄

この省令は、昭和四十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二〇日大蔵省令第四三号）抄

この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

2 1 改正後の証券取引法第四十九条に規定する取引及びその保証金に関する省令第二条の二、第三条及び第七条（同令第二条の二第二号に規定する受入保証金の総額に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行なわれる信用取引又は発行日取引に係る保証金について適用し、同日前に行なわれた信用取引又は発行日取引に係る保証金については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に証券会社が顧客のために行なった信用取引に係る保証金の引出し又は充当までの間は、なお従前の例による。

この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月八日大蔵省令第三二号）抄

2 1 この省令は、昭和五十年八月一日から施行する。

改正後の証券取引法第四十九条に規定する取引及びその保証金に関する省令第二条の二の規定は、この省令の施行の日以後に行われる信用取引に係る保証金について適用し、同日前に行われた信用取引に係る保証金については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に証券会社が顧客のために行なった信用取引に係る保証金の引出し又は充当については、当該証券会社がこの省令の施行の日以後最初に当該顧客のために信用取引を行うまでに規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができ

（施行期日等）
附 則（昭和五十七年十月一日から施行する。）抄

（施行期日）
附 則（平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号）抄

（施行期日）
附 則（平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号）抄

（施行期日）
附 則（平成一〇年六月一六日總理府令第六五号）抄

（施行期日）
附 則（平成一二年六月二二日）抄

（施行期日）
附 則（平成一二年一〇月一〇日總理府令第一一六号）抄

（施行期日）
附 則（平成一二年六月二二日）抄

(施行期日)
第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附則 **(平成二〇年七月四日内閣府令第四三号)** **抄**

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則 **(平成二二年一月二一日内閣府令第一号)** **抄**

この府令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附則 **(平成二四年九月二十五日内閣府令第六三号)**

この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則 **(令和元年六月五日内閣府令第九号)**

この府令は、公布の日から施行する。

附則 **(令和三年一〇月二六日内閣府令第六六号)**

この府令は、公布の日から施行する。

附則 **(令和三年一一月一九日内閣府令第七二号)**

（施行期日）

1 この府令は、令和五年一月十日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正後の金融商品取引法第二百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第二条第一項第一号の規定は、この府令の施行の日以後に行う信用取引について適用し、同日前に行つた信用取引については、なお従前の例による。